東京都市計画地区計画の変更(練馬区決定) 都市計画大泉町一丁目地区地区計画をつぎのように変更する。

	名 称		大泉町一丁目地区地区計画							
	位置		練馬区大泉町一丁目地内							
	面 積		約 2.1ha							
	地区計画の目標			土地区画整理事業の施行により道路や公園等の都市基盤施設が整備される区域等において、事業の効果を維持増進するとともに、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成する。						
区域の整備 開発および保全に関する方針	土地利用の方針		風致地区の特性を活かした緑豊かで良好な住宅地の形成を図る。							
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により整備される緑地を含め、白子川崖線を一体的な緑地として整備・保全する。							
	建築物等の整備の方針		緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成するため、次のとおり定める。 1. 敷地の細分化による日照や通風等の居住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. 良好な居住環境と街並みを形成するため、壁面の位置の制限、建築物等の形態または意匠の制限を定める。 3. 緑豊かな街並みを形成するため、垣またはさくの構造の制限を定める。							
地区整備計画	地区施設の	の配置および規模	緑地	名	称	規		模	備	考
				緑	地	4.	句 3,200	m²	新	設

	建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	低層住宅地区	沿道住宅地区		
			面積	約 1.7h a	約 0.4 h a		
		建築物の敷地面積の 最低限度		110 m²	同左		
		壁面の位置の制限		建築物の壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線	建築物の壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線		
				までの距離は2.0m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以	までの距離は 2.0m以上、 隣地境界線までの距離は 1.5m以		
				上とする。	上とする。		
地				ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱の面から敷地	ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱の面から敷地		
X				境界線までの距離を 1.0m以上とした建築物で、練馬区風 境界線までの距離を 0.7m以上とした建築物で			
整				致地区条例第2条に基づ〈許可を受けたものはこの限りでな	致地区条例第2条に基づ〈許可を受けたものはこの限りでな		
備				l I _o	ιι _°		
計		建築物等の形態または		建築物等の意匠および色彩は、周辺の環境と調和したも	同左		
画		色彩その他の意匠の制限		のとする。			
				垣またはさくは、生け垣またはフェンス等の透視可能な構	垣またはさくは、生け垣またはフェンス等の透視可能な構		
				造のものとする。ただし、高さ80cm以下の部分および門柱・	造のものとする。ただし、高さ 80cm以下の部分および門柱・		
				門扉の袖壁で長さ 1.2m以下のものについてはこの限りでな	門扉の袖壁で長さ 1.2m以下のものについてはこの限りでな		
		垣またはさくの構造の制限	建造の制限	ιι _°	ι ₀		
			再にひかれ	道路に面する垣またはさくは、道路に面する敷地の長さの	道路に面する垣またはさくは、道路に面する敷地の長さの		
				6/10 以上の部分については、生け垣またはフェンス等に沿	4/10 以上の部分については生け垣またはフェンス等に沿っ		
				って緑化したものとする。ただし、建築敷地の形状および土 て緑化したものとする。ただし、建築敷地の形状			
				地利用上やむをえない場合はこの限りでない。	利用上やむをえない場合はこの限りでない。		
					l+知事协举事T		

は知事協議事項

「区域、地区の区分および地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

理由:練馬区風致地区条例の施行に伴い、壁面の位置の制限の規定を変更する。

変更概要

	大泉町一丁目地区地区計画									
	事	項	旧	新	旧	新	摘要			
	地区の 区分	地区の 名称	低層住宅地区	低層住宅地区	沿道住宅地区	沿道住宅地区				
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の 位置の 制限	建築物の壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は 2.0m以上、隣地境界線までの距離は 1.5m以上とする。 ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱ののから敷地境界線までの距離を 1.0m以上とした建築物で、東京に基づく下でない。	に代わる柱の面から、道路境界線までの距離は2.0m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を1.0m以上とした建築物で、練馬区風致地区条例第2条に基づく許	建築物の壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は 2.0m以上、隣地境界線までの距離は 1.5m以上とする。 ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱のの から敷地境界線までした 理築物で、東京は上とした建築物で、東京に基づく計でない。	建築物の壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は2.0m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、建築物の壁またはこれに代わる柱ののから敷地境界線までした。 をはこれに代わる柱ののの距離を0.7m以上とした建築物で、練馬区風がで、練馬区風がで、独区条例第2条に基づくいでない。	練地施こい位に和場条す馬区行と、置おを合文る区条さ、壁のい受のを。風例れに面制てけ根変致がる伴の限緩る拠更			



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 25 都市基交測第 167 号、平成 25 年 11 月 21 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものであ る。無断複製を禁ず。(承認番号) 25 都市基街測第 175 号、平成 25 年 11 月 21 日 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(利用許諾番号) MMT利許第 026 号 - 33、平成 25 年 11 月 21 日